

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と子育て支援施策を総合的に推進するための「朝霞市次世代育成支援行動計画」を包含した平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間を計画期間とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

平成27(2015)年度からの5年間に、待機児童解消に向け、教育・保育施設や放課後児童クラブの整備を進め、認可保育施設の定員数は約900人、放課後児童クラブの利用定員数は300人超と大幅に拡大しました。また、休日や時間外の保育、病児保育など多様なニーズに応えるサービスを充実しており、一定の成果をあげています。しかし、保育ニーズの高まりにより待機児童や入所保留児童の解消には至っておらず、教育・保育の質の向上や生まれ育った家庭の環境に左右されない子どもの健全な成長の支援、安心・安全な子育て環境の整備など継続して取り組むべき課題は山積しています。未来を担う本市の子どもたちが家庭・学校や教育・保育施設、地域の中で健やかに成長し、幸せに暮らしていくために、子どもと子育て家庭へ支援施策をさらに充実していく必要があります。

この「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

- この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づいて策定するものです。また、第1期計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。
- この計画の基本方針1-2「特別な配慮が必要な子どものために」は、子どもの貧困対策計画を包含するものです。
- この計画は、本市の最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。
- この計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。

3 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

子ども・子育て支援法第6条では「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とされています。この計画の対象は、出生前から乳幼児期を経て、18歳までの子どもとその家庭とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。